

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 22 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)及び船橋市介護保険条例(平成12年船橋市条例第16号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定情報の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑧個人番号が記載された受給者異動連絡票により、高額介護サービス費等の給付等に係る事務を行う。 ⑨サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)経由で、以下の届出を受領する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援更新認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 3. 自治体中間サーバー 4. 介護保険審査支払等システム 5. サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) 6. 申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表の100の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項</p> <p>(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項</p> |

| | |
|---|---|
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2302 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|---------------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|-----------------------------|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | |
| [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で係長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスクング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|-------------------------|---|
| <p>最も優先度が高いと考えられる対策</p> | <p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| <p>当該対策は十分か【再掲】</p> | <p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| <p>判断の根拠</p> | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和3年3月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)の条項 93の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第46条)、94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第47条) (船橋市が提供する根拠) (別紙1 令和2年3月17日現在)のとおり | (船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の93の項、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第46条、第47条 (船橋市が提供する根拠) (別紙1 令和2年3月17日現在)のとおり | 事後 | |
| 令和4年3月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第50条 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 | 事後 | |
| 令和4年3月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の93の項、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第46条、第47条 (船橋市が提供する根拠) (別紙1 令和2年3月17日現在)のとおり | (船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の93の項、94の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項 | 事後 | |
| 令和4年3月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年7月1日時点 | 令和4年1月31日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和5年3月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (略) | (略) ⑨サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)経由で、以下の届出を受領する。 ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援更新認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ | 事前 | |
| 令和5年3月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | (略) | (略) 5. サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 6. 申請管理システム | 事前 | |
| 令和5年3月13日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062 | 船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062 | 事後 | |
| 令和5年3月13日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年1月31日時点 | 令和4年12月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月13日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年3月22日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 船橋市健康福祉局健康・高齢部介護保険課 | 船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 | 事後 | |
| 令和6年3月22日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 船橋市健康福祉局健康・高齢部介護保険課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2302 | 船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2302 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 (略) | (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 (略) | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 | 番号法第9条第1項及び別表の100の項 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の93の項、94の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項 | (船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年12月31日 時点 | 令和6年12月31日 時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年1月1日 時点 | 令和7年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | - | 様式変更に伴い追記 | 事後 | |
| 令和7年1月31日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | 事後 | |